

# 外郭団体の経営改善及び統廃合に関する方針



平成18年3月

鳥 取 市



## 目 次

	ページ
1 方針策定の背景と趣旨	1
2 これまでの取り組み	1
3 外郭団体に対する基本的な考え方	2
(1) 外郭団体を取り巻く状況の変化	2
(2) 外郭団体に対する関与の原則	3
自主、自立の原則	3
補完性の原則	3
経営評価、経営改善の原則	3
(3) 外郭団体の定義	3
(4) 外郭団体の分類	4
4 経営評価の実施	5
5 外郭団体による改善計画の策定及び進行管理	5
(1) 経営改善計画の策定及び進行管理	5
財務面の改善	5
ア 自主財源の確保	
イ 財務処理の適正化	
ウ 随意契約の見直し	
顧客サービス向上	6
内部プロセスの改善、職員教育	6
ア 経営責任の明確化	
イ 人事管理のシステムの構築	
ウ 給与制度の適正化	
(ア) 給料(基本賃金)の検討	
(イ) 退職手当の検討	
(ウ) 給与実態調査の実施	
市と法人との取引見直し	7
(2) 遊休財産の利活用の推進	7
(3) 市の対応	7
(4) 改善計画の公表	7
6 外郭団体運営の透明性の確保	7
(1) 情報公開の積極的な実施	7
(2) 個人情報の保護	8
(3) 職員採用の公平性	8
(4) 連結決算の検討	8

7	市の支援の見直し	9
(1)	財政的支援の見直し	9
	補助金の適正化	9
	委託料の適正化	10
	随意契約の見直し	10
	退職給与引当金の設定	10
	減価償却引当特定預金の設定	10
	出資金などを見直し	11
(2)	人的支援の見直し	11
	市OB職員の役職員への任用の見直し	11
	市職員の役職員への任用の見直し	11
	派遣職員の見直し	11
8	統廃合の推進	11
(1)	統廃合の検討	12
	統合すべき外郭団体の検討項目	12
	廃止すべき外郭団体の検討項目	12
	本市の関与の解消	12
(2)	統廃合方針の検討	12
	第1次統廃合方針	12
	第2次統廃合方針	13
	統廃合の方法	13
	事業の継続	14
	指定管理者への応募	14
(3)	農業公社関連外郭団体の統廃合	14
(4)	統廃合方針策定の手順	14
(5)	職員の雇用問題について	15
	外郭団体の対応	15
	市の対応	15
9	実施体制	16
(1)	行財政改革推進本部	16
(2)	外郭団体担当課長会議の設置	16
(3)	外郭団体連絡調整会議の機能強化	16
(4)	実施計画の策定	16
10	実施状況の公表	16
11	この方針の見直しについて	16
資料		
	・インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて	17
	・外郭団体の職員採用についての方針	18
	・鳥取市外郭団体 事業マップ	19

## 外郭団体の経営改善及び統廃合に関する方針

### 1 方針策定の背景と趣旨

国における「地方独立行政法人制度」の創設、「第3セクターに関する指針の改定」、地方自治法改正による「指定管理者制度」への移行など、外郭団体を取り巻く状況は、急速に変化しています。

また、平成16年11月の市町村合併により、8町村の外郭団体がそのまま鳥取市へ引き継がれました。これらの外郭団体の中には、施設や実施事業が類似している外郭団体がありますが、鳥取市全域に及ぶ事業展開になっていないものが多くあります。外郭団体間の連携も必ずしも十分とはいえず、合併の効果が発揮されているとはいえません。

国の三位一体改革や景気低迷により、地方自治体の財政は大変厳しい状況となっており、行財政改革は、喫緊の課題となっています。「官から民へ」、「民間にできることは民間に」という考えがより重要度を増し、公民の役割分担の見直しが注目されてきています。

外郭団体においても指定管理者制度への移行に代表されるように、民間との競合を避けて通ることができなくなってきており、その経営に対して、厳しい目が向けられています。

こういう流れの中、外郭団体改革のアクションプラン等を策定し、積極的に外郭団体の整理合理化を進めている地方公共団体が増えています。

本市においても、外郭団体への財政的援助の在り方や外郭団体の経営の効率化について市議会などから意見を頂いており、行財政改革の観点からも外郭団体そのものの在り方や関与の妥当性の検討が必要となっています。外郭団体の実施する事業やその効果を最大限に発揮するには、鳥取市全体の中で事業を見直し、外郭団体の機能を集約し、再整備を行い、より効率的な運営を行っていく必要があります。このたび策定された第4次鳥取市行財政改革大綱において、「外郭団体の統廃合の推進と経営健全化」を促進するための施策の推進を図ることとされました。

鳥取市の行財政改革を推進し、外郭団体の自主自立的な運営を推進するとともに、より健全な運営を支援するため、第4次鳥取市行財政改革大綱に基づきこの方針を策定するものです。

### 2 これまでの取り組み

外郭団体に対するこれまでの取り組みは、次のとおりです。

#### ア 「外郭団体の職員採用についての方針」

外郭団体職員採用に関し、公募試験の実施を依頼（平成10年7月）

#### イ 「業務及び財務に関する情報」の閲覧及び情報開示制度導入（平成14年5月）

「業務及び財務に関する情報」の閲覧を要請するとともに、情報開示制度の導入を依頼

#### ウ 「市退職職員の外郭団体における役職員の在職期間及び報酬額等に関する取扱方針」

市OB職員の在職期間及び報酬額に一定の制限を設定（平成14年7月）

#### エ 市OB職員給与の削減依頼（平成15年1月、平成15年12月）

- 本市職員の給与削減に準じ、報酬額等の削減を依頼
- オ 「障害者雇用に係る今後の指導実施方針」(平成15年8月)  
障害者雇用について法定雇用率達成等を要請
- カ 寒冷地手当の廃止(平成16年10月)  
本市における寒冷地手当の廃止に準じ、寒冷地手当の廃止を依頼
- キ 個人情報保護制度に関する依頼(平成17年4月)  
個人情報の内部管理規定の作成を依頼
- ク 外郭団体職員給与の削減依頼(平成17年5月)  
本市職員の給与削減に準じ、給与の削減を依頼
- ケ 監査法人による経営評価の実施(平成16年度～ )  
平成16年度 6団体実施  
平成17年度 11団体実施
- コ 外郭団体役職員の任用のルール化(平成17年6月)  
市OB職員の役職員就任の制限及び役員任用に関する任用基準の作成依頼

前記 ア～カ については、市町村合併以前に行われたものなので、合併地域の外郭団体に対しては、方針の徹底が図られていません。

ク に関しては、おおむね取り組まれていますが、各外郭団体において給与規定、給与水準が様々であるため、統一的な対応となっていません。

ケ に関しては、平成16年度に合併前の鳥取市の6団体に対して実施しました。監査法人の経営評価に対し、改善計画が提出され、積極的に改革に取り組まれています。

また、平成17年度においては、合併地域の11団体に対し、経営評価を実施しています。

コ に関しては、平成17年6月に各外郭団体に依頼したところです。

いずれにしても、市町村合併により従来の枠組みの変化があり、これらの取り組みの見直しと再度の徹底が必要と考えられます。

### 3 外郭団体に対する基本的な考え方

#### (1) 外郭団体を取り巻く状況の変化

外郭団体は、一般的に専門性、効率性などの観点から本市の活動を補完する目的で設立され、市政と連携しながら様々な公共性のあるサービスを提供しています。その活動は、市民サービスの向上や、市政の円滑な運営において重要な役割を担っており、今後もその活動の適切な発展を図ることが重要です。

ところが、指定管理者制度の導入に代表されるように外郭団体を取り巻く状況が大きく変化してきています。例えば、市民サービスの提供についても、外郭団体以外にも民間事業者やNPOなどが担えるようになってきており、また、市町村合併により複数の類似団体が並立した状況になっています。

こうした状況において、本市においては外郭団体への関与の在り方や実施事業の在り方の

見直し、外郭団体においては、これまで以上の自主、自立、専門性が求められています。

## (2) 外郭団体に対する関与の原則

### 自主、自立の原則

外郭団体は、独立した法人格を持つ団体であり、その運営は各外郭団体等が独立して自主的に行うべきものと考えられ、自主的に経営改善を行う努力が求められます。

一方、本市の関与については、外郭団体に投資しているからといって運営のすべてを指導できるものではありません。

しかしながら、本市の資産を投じ、本市の業務を委託している責任、市民への説明責任などもあるため、本市の出資率や財政支援等の程度に応じ、各外郭団体の自主性や独立性を損なわない範囲で関与、指導、調整を行う必要があります。

### 補完性の原則

市民でできることは、市民自らで行っていただき、それが不可能な場合にNPO、民間企業が行う、それでも困難な場合に、自治体・国が支援を行うという補完性の原則にのっとり、外郭団体へ事業などを委託することが適当かどうかの見直しが必要です。

### 経営評価、経営改善の原則

本市の財政状況が極めて厳しい中、委託料、補助金について過去の実績を踏襲することなく、常に適正なものとする必要があります。

そのため、積算の根拠を明確化するとともに、公的資金をいかに効果的に活用しているか経営評価を行う必要があります。

また、人件費についても、公務員の給与体系が大きく転換し、年功序列型賃金の見直しが進む中、外郭団体においても発想の転換が必要となってきました。

指定管理者制度の導入に伴い、民間との競争が求められる今日、外郭団体自らが経営を分析し、経営評価に基づいた改善計画を実施していくと同時に、本市も、積極的な指導等を行っていく必要があります。

### 外郭団体への法的な関与（地方自治法）

・ 予算執行に関する長の調査権（第221条第3項）	50%以上出資
・ 議会に対する財政状況の提出義務（第243条の3第2項）	50%以上出資
・ 監査委員の監査（第199条第7項）	25%以上出資

## (3) 外郭団体の定義

本市における外郭団体は、その形態や、設立趣旨などが様々であるため、一律的に定義づけることは困難ですが、出資比率等により、次のとおり分類することができます。

本市の外郭団体とは、以下のいずれかに該当する組織のうち、その経営又は運営に当たっての本市への依存度が強く、積極的に指導等を行う必要のある法人とします。

本市が出資若しくは出損している団体

- ア 出資比率が100%の団体
- イ 出資比率が50%以上100%未満の団体
- ウ 出資比率が25%以上50%未満の団体

収入が本市からの経常的な補助金・負担金・貸付金等の財政的援助又は随意契約に基づき受託する業務委託料で占められている公益を目的とした事業を行うため設立された団体

(4) 外郭団体の分類

		外郭団体	
本市が出資若しくは出損している団体	ア 100%出資	議 会 に 経 営 状 況 の 提 出 義 務 ( 地 方 自 治 法 第 2 4 3 条 の 3 第 2 項 )	鳥取市土地開発公社 (財)鳥取市環境事業公社 (財)鳥取市公園・スポーツ施設協会 (財)鳥取市教育福祉振興会 (財)鳥取市人権情報センター (財)鳥取市文化財団 (財)河原町教育文化事業団 (財)鹿野ふるさと振興公社
	イ 50%以上100%未満		(財)鳥取開発公社 (株)鳥取鮮魚卸売市場 (財)鳥取童謡・おもちゃ館 (財)鳥取県東部環境管理公社 (財)鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター (財)国府町教育文化事業団 (財)国府町農業公社 (株)ドリームかわはら (財)用瀬町ふるさと振興事業団 (株)さじ式拾壱 (有)かみんぐさじ (株)ふるさと鹿野 (財)ふるさとあおや振興公社
	ウ 25%以上50%未満	監 査 委 員 の 監 査 ( 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 )	(財)鳥取市学校給食会 (株)鳥取テレトピア (有)グリーンもちがせ (有)けたか振興
本市からの財政支出が団体の収入の多くを占めるもの		社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 社会福祉法人鳥取福祉会 社団法人鳥取市人材センター	



#### 4 経営評価の実施

平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」により、国は積極的に特殊法人等の改革を行っています。本市においては、指定管理者制度への円滑な移行や、市議会における答弁、「市政を考える100人委員会」の提言の回答などを受け、平成16年度より年次的に外郭団体の経営評価に着手しています。

この経営評価は、公平な評価を行うため、第三者の立場から監査法人（中央青山監査法人）により実施されており、財務分析・経営分析、改善又は検討すべき事項の指摘がなされています。

平成16年度においては、合併前の鳥取市の6団体に対して、平成17年度においては、市町村合併により新たに本市の外郭団体となった11団体に対して経営評価を実施しています。

平成18年度は、未実施の外郭団体について経営評価を実施する予定としています。

今後の進行管理として、既に終了した外郭団体においても、経営評価シートを作成し、評価を継続していきます。

また、この評価シートは、ホームページに公表することとします。

#### 5 外郭団体による改善計画の策定及び進行管理

##### (1) 経営改善計画の策定及び進行管理

外郭団体は、独立した経営主体であるとの認識のもと、自らの責任において自主的な経営改善計画を策定する必要があります。

一方、本市においては、公的資金を導入しているという責任から、その運営を注目する必要があります。

こうした考えから、外部監査法人による経営評価分析に対し、まず各外郭団体が経営改善計画を策定します。この改善計画は、各外郭団体が自主的に取り組むものとし、具体的な数値目標を定め、進行管理を行っていくものとします。

改善計画は、「財務面の改善」、「顧客サービス向上」、「内部プロセスの改善、職員教育」、「市と法人との取引見直し」の4つの観点から策定することとします。

##### 財務面の改善

###### ア 自主財源の確保

本市以外からの事業の受託や受益者負担による事業の実施など、自主財源の確保を図ることは、経営の自主、自立性を高めるためにも必要です。

###### イ 財務処理の適正化

外郭団体は、様々な事業を実施していますが、各事業がどのような収支で行われているか把握するためにも事業別、施設別の収支を行う必要があります。経営評価分析によれば、複数の事業を一つの会計で行っている場合がみられ、経営上の分析ができていない場合がみられます。

運営の見直しや、事業の統廃合を図り、経費に対する意識を高めるために、事業別の決算処理を行う必要があります。

## ウ 随意契約の見直し

本市において、随意契約運用基準の見直しが行われました。外郭団体においても、業者等と契約をされる場合には、この基準に準じた取り扱いを求めるものとします。

### 顧客サービス向上

公の施設管理を行っている外郭団体については、施設利用者数の向上を図る必要がありますが、そのためには、顧客満足度を向上させなければなりません。また、その他の外郭団体においても、事業についての評価、顧客ニーズの把握が必要であり、常に顧客サービス向上に努める必要があります。

満足度調査を行うなど積極的な取り組みが必要です。

### 内部プロセスの改善、職員教育

#### ア 経営責任の明確化

経営責任を明確にするため、適切な役員の選任、配置を検討する必要があります。常勤役員不在の外郭団体においては、その設置について検討が必要です。

また、役員報酬は、外郭団体の資産、経営状態、民間の給与水準などに照らし、適切なものとする必要があります。

#### イ 人事管理のシステムの構築

外郭団体の業務に即した人材育成のため、研修を行うことが重要です。内部研修のほか、複数の外郭団体による合同研修会の実施や、外部研修への積極的な参加などが考えられますが、研修の効果を上げるためには、計画的な実施が必要です。

また、人事考課制度の導入なども、職員のレベルアップに効果的であると考えられます。

職員教育の充実のため、各外郭団体に即した人事管理の仕組み作りが必要と考えられます。

## ウ 給与制度の適正化

### (ア) 給料（基本賃金）の検討

各外郭団体における給与水準は、民間同種の給与水準と比較検討した上で、各外郭団体の規模、財政状況に見合った給与とすることが適当と考えられます。

「一般の民間企業と一部なりとも競合する事業を行うような場合、団体の給与水準は、民間企業レベルとも競合できる水準でなければならない。」（自治体の外郭団体再建への処方箋：ぎょうせい）との指摘もあります。特に、公の施設管理を行っている外郭団体においては、指定管理者制度の導入により民間業者との競争力確保の点からも、抜本的な見直しが求められています。

平成17年度の人事院勧告において、従来の給与制度を根本から見直した給与制度改革が勧告され、年功序列型、右肩上がりの給与体系は、大きく形を変えています。

各外郭団体においても、従来の給与体系にとらわれることなく、新たな制度の導入

が急務です。

(イ) 退職手当の検討

退職手当の支給基準は、外郭団体間においてばらつきがあり、支給規定のない外郭団体も見受けられます。

監査法人により、退職給与引当金の設定が指摘されていますが、既に積み立てを行っている外郭団体もあり、均衡が保たれていません。

指定管理者制度の導入により、対象施設に勤務する職員の指定管理料における退職手当の計算基礎は、中小企業退職金共済制度（中退共制度）に基づく掛金相当分とされていますので、中退共制度への加入を検討していくこととします。

(ウ) 給与実態調査の実施

類似の外郭団体間においても、給与格差がみられるため、給与実態の調査を毎年実施し、給与の適正化を図っていきます。

市と法人との取引見直し

外郭団体への委託は、従来随意契約によるものがほとんどでしたが、指定管理者制度の導入により、その考えが大きく変わってきました。

運営費補助については、特に見直しが必要となっています。

(2) 遊休財産の利活用の推進

財産管理のコスト縮減及び稼働率向上に伴う収入の増加を図るため、外郭団体の保有する未利用土地や利活用度の低い建物について、利活用方を検討し、推進します。

(3) 市の対応

計画策定に対し、本市は意見を述べるとともに、有効と認められる改善策については、その実施に協力していくものとします。

(4) 改善計画の公表

この改善計画及び市の意見は、ホームページにおいて公表することとします。

6 外郭団体運営の透明性の確保

(1) 情報公開の積極的な実施

公的資金を投入していることから各外郭団体の経営状況等について市民に対して十分な説明を行う必要があります。出資比率50%以上の外郭団体については、議会に対し報告義務がありますが、そのほかの外郭団体に関しても、積極的に情報公開を行う必要があります。

国においては、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督に関する申し合わせ：P.17資料)により公益法人の業務、財務内容がホームページに掲載されています。

本市においては、平成14年5月に「業務及び財務に関する情報」の閲覧について要請するとともに、情報公開規程の整備を要請していますが、未整備の外郭団体に引き続き要請を行うとともに、ホームページにおける情報公開を検討していきます。

#### 鳥取市情報公開条例

(出資法人の情報公開の推進のための措置)

第31条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する情報の開示に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人は、当該法人の業務及び財務に関する情報の提供に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開の推進のための措置)

第31条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報であって公の施設に関するものの開示について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(法人等に対する指導等)

第32条 実施機関は、第31条に規定する法人及び指定管理者(以下「法人等」という。)に対し、当該法人等の情報の公開が推進されるよう指導及び助言に努めなければならない。

## (2) 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び鳥取市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に万全を期する必要があります。

個人情報保護に関する内部規定の作成を引き続き要請していくこととします。

#### 鳥取市個人情報保護条例

(出資法人の責務)

第45条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (3) 職員採用の公平性

外郭団体の職員採用については、「外郭団体の職員採用についての方針」(平成10年7月:P.18資料)に基づき、基本的には、公募による競争試験を実施するものとします。

なお、この方針は、合併前の鳥取市の外郭団体を対象として作成されているため、見直しが必要です。

また、臨時・嘱託職員についても、透明性・公平性確保のため、原則公募の方針としていきます。

## (4) 連結決算の検討

外郭団体の経営については、市と外郭団体とをあわせて考える必要があります。各外郭団体単体で運営が良好であっても、市から多額の委託料、補助金が支出されていれば、過度の負担が市にかかっていることとなります。逆に委託料などが少なすぎれば、外郭団体に負担

がかかることとなります。したがって、市と外郭団体とを合わせた総枠の中で、どのような状態になっているか見極める必要があります。

市民から見れば、どの主体が実施する事業も行政サービスに変わりないことから、外郭団体といった多様な行政サービス主体を含めた財政状況をわかりやすく説明する責任があるといえます。そのためには、いわゆる、連結決算の考えを導入する必要があります。

「団体間で比較可能な財政情報の開示について」(平成17年6月22日付総務省自治財政局長通知)で第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成が要請されているのは、都道府県及び政令市ですが、今後、連結決算の導入について、検討していくこととします。

## 7 市の支援の見直し

### (1) 財政的支援の見直し

#### 補助金の適正化

国においては、「公益法人に対する行政の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)により補助金・委託費等の縮減・合理化等の措置が講じられ、役員報酬に対する補助金助成が原則廃止されるなど見直しが進められています。

本市においては、「第4次鳥取市行財政改革実施計画に基づく補助金の整理合理化方針」を策定し、補助金の見直しに着手しています。

整理合理化方針は、次のとおりです。

ア 外郭団体に対する運営補助金については、今後(平成18年度以降)3年間で15%削減する。(毎年度5%ずつ削減)

「客観的に認められる公益上の必要がある場合において、自助努力をもってもお不足する分を補助する」という原点に立ち戻り、外郭団体の自立に向けた取り組みを進める。

イ 事業(イベントを除く)に対する奨励・支援補助金については、今後3年間で15%削減する。(毎年度5%ずつ削減)

「市民にできることは市民の手で」という市民協働の理念から、行政に依存せず自立した自主的活動となるよう自己財源の確保などを促す。

ウ イベントに対する補助金については、今後3年間で30%削減する。(毎年度10%ずつ削減)

エ 1事業30万円未満の小規模補助金については、予算編成において枠査定を導入し、10%のカットを行った上で補助事業の整理を行う。

オ 新規の補助金創設は、真にやむを得ないもののみとし、原則3年以内の終期を定める。

カ 市の組織機構を横断して、同種同類の補助事業の整理統合を進める。

キ 人件費に対する補助は、事業に対する補助への移行を目指す。

ク 既存の継続事業についても事業効果の検証を行い整理縮減に努める。

なお、「借入金の利子額に係る補助金」及び「施設の建設に係る補助金」についてこの方針を一律に適用すると、外郭団体の運営に支障を来す恐れがあるため、個々に検討を行うものとしします。

#### 委託料の適正化

外郭団体へ委託することの優位性、効率性などを検証し、委託している業務についても、再検討します。

次の観点から委託業務を点検し、委託業務の廃止、見直しなどを行うものとしします。

- ア 事業目的が達成されたもの
- イ 事業の必要性、意義が低下したもの
- ウ 受益が一部の市民に限られ、公共性、公益性の薄いもの
- エ 民間等により同種・類似の事業が行われており、十分な市民サービスが期待できるもの

#### 随意契約の見直し

本市においては、平成17年10月より「随意契約運用基準」を作成し、随意契約を規制し、競争入札へ誘導しながら、契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、適正な履行の確保を図ることとしております。

今後は、この運用基準に従い、委託契約等を実施していきます。

#### 退職給与引当金の設定

監査法人の経営評価により、「退職給与引当金」の設定が指摘されています。

本市において、外郭団体の職員の退職給与に関しては、発生の都度対応してきた経過があり、外郭団体によっては、退職給与引当金の設定を行っていない外郭団体があり、また積立を行っている外郭団体においても十分なものとはいえません。

独立した法人として、退職給与引当金の設定は必要ですが、直ちに必要額まで財政的援助を行うことは、本市としては困難です。

指定管理者制度の導入に併せ、中小企業退職金共済制度への移行を検討します。

#### 減価償却引当特定預金の設定

監査法人の経営評価により、「減価償却引当特定預金」の設定が指摘されています。

法人が必要とする事業を継続するためには、資産が古くなった場合は買い換える必要があり、既償却資産額の資金留保が必要です。必要な資金を留保するため、既償却金額全額は無理としてもある程度の減価償却引当特定預金を計上することが望まれますが、直ちに必要額まで財政的援助を行うことは、本市としては困難です。

平成18年度において、外郭団体を交え検討することとしします。

出資金などの見直し

外郭団体の事業内容が設立当時から大幅に変わるなど、実施業務に変更があった場合には、その外郭団体に対する行政の関与も見直す必要があります。

事業内容に応じて出資金などの見直しを検討します。

## (2) 人的支援の見直し

市OB職員の役職員への任用の見直し

外郭団体の事業運営上必要な場合は、豊富な行政経験及び知識を有する人材の活用により市との連携を図るなどの観点から、各外郭団体の依頼に基づいて、市OB職員を推薦してきた経過があります。

しかしながら、外郭団体の自主的、自立的な運営のために、またプロパー職員の士気への影響などから、次のとおり役職員任用の基本方針を定めることとします。(平成17年6月2日外郭団体連絡調整会議確認)

ア 平成17年度から、外郭団体の要請に基づく市役所退職者の推薦は行わないこととする。

イ 外郭団体役員への任用については、原則、公募又はプロパー職員からの登用を定めた独自の任用基準を各外郭団体で策定していただくこととする。

市職員の役職員への任用の見直し

出資者としての経営への参画責任が求められ、市職員(市長などの特別職を含む。)が役員として就任する場合は、次のとおり行うことを原則とします。

ア 常勤の役員に就任しない。

イ 指定管理者又は指定管理者に応募しようとする外郭団体の理事長など外郭団体を代表する者に就任しない。

派遣職員の見直し

派遣職員については、役職員と同様、外郭団体の自主性、自立性向上のため、外郭団体の運営状況、事業の進捗などをみながら派遣を解除します。

なお、指定管理者又は指定管理者に応募しようとする外郭団体への職員派遣は、原則として行わないこととします。

## 8 統廃合の推進

平成16年11月の市町村合併により、合併前の8町村の外郭団体は合併協定に基づき、そのまま鳥取市へ引き継がれました。これらの外郭団体は、類似の目的を持った施設や類似の目的のための事業を実施しているものが複数あります。合併協定においては、「設立目的及び事業内容等が類似の団体は、・・・必要に応じて統合に努める。」と定められていますが、一つの自治体の中で類似の外郭団体が複数存在する状況がいつまでも続くことは、合理的なものとはい

えません。

外郭団体の機能を集約し、再整備することにより、鳥取市全体の計画の中で戦略的な見直しを行うことが可能となり、より効果的・効率的な運営が実施されるものと考えられます。

また、指定管理者制度の導入により、民間との競争力が求められます。経営の効率化を図り、競争力を高めるためにも外郭団体の統合が急がれます。

#### 合併協定

##### 18 - 1 公社、財団法人及び第3セクター等の取扱

(1) 公社、財団法人及び第3セクター等については、設立目的及び事業内容等が類似の団体は、当面現行のとおりとし、合併翌年度以降、団体及び地域の実情を考慮しながら、必要に応じて統合に努める。また、設立目的及び事業内容等が異なる団体は、当面存続するものとする。

### (1) 統廃合の検討

#### 統合すべき外郭団体の検討項目

次の項目に該当する外郭団体は、統合を積極的に検討することとします。

- ア 設立目的が類似している外郭団体
- イ 類似事業を行っている外郭団体
- ウ 事業領域が関連している外郭団体
- エ 小規模で事業の発展性が今後少なく、統合により新たな事業展開が図れる外郭団体
- オ 統合することで運營業務や事務局体制の効率化が図れる外郭団体

#### 廃止すべき外郭団体の検討項目

- ア 設立目的を達成した外郭団体又は存在意義の薄れた外郭団体
- イ 事業の必要性が低下し、活動実績が少ない外郭団体
- ウ 業務の大部分について民間への移管が可能又は、民間事業により市民サービスが確保されている外郭団体
- エ 受益が一部の市民に限られ、公共性、公益性の薄い事業を主として行っている外郭団体
- オ 累積欠損があり、今後も回復の見込みがない外郭団体

#### 本市の関与の解消

株式会社、有限会社に出資しているものの、次の項目に該当するものについては、出資の引き上げを検討します。

- ・公的関与が減少、希薄化しているもの
- ・財政支援の依存度が低いもの

### (2) 統廃合方針の検討

#### 第1次統廃合方針

平成18年度から多くの施設の管理に指定管理者制度が導入されます。そこで、公の施



設管理に係る外郭団体を対象として統廃合の検討を行います。

まず、9(1)の検討項目に基づき、類似施設、類似事業のある外郭団体について、統合を検討します。本市の外郭団体の主な施設及び事業は、事業マップ(P.19資料)のとおりですが、そのうち、早期に統合した方がよいと思われる外郭団体に関して、第1次統廃合方針を策定し、統合を進めていくこととします。

#### 第1次統廃合の考え方

ア 次の外郭団体を対象として検討する。

(ア) 公の施設管理を行っている外郭団体(指定管理者)のうち、類似施設を持ち、法人形態を同じくする外郭団体

(イ) 指定管理者制度の導入などに関連して実施事業が大幅に削減された外郭団体

(ウ) 上記(ア)、(イ)に関連して統廃合を早めた方がよいと考えられる外郭団体

イ 検討の際は、指定管理の状況、各外郭団体設立の経緯、地域の実情等を考慮し、各外郭団体毎に統合のスケジュールを作成する。

#### 第2次統廃合方針

旧町村の外郭団体の実施事業は、多岐にわたっており、また、事業規模が比較的小規模のものがああります。これらを、施設や事業の類似性や経営の効率化のみに着目し、機械的に統廃合を行うと各外郭団体の設立の趣旨、地域性などが失われる場合が考えられます。

一方、行財政改革の観点から統廃合を避けることはできません。監査法人による経営評価の結果もふまえ、雇用の効果や地域に及ぼす経済的・文化的・教育的影響等を考慮し、外郭団体とも協議を進めながら、慎重にかつ早急に検討を行い、第2次統廃合方針を策定する必要があります。

#### 第2次統廃合の考え方

ア 第1次統廃合方針で検討された外郭団体以外の団体を対象とし、統廃合の検討を行う。

イ 検討の際は、第1次統廃合方針をふまえ、指定管理の状況、各外郭団体設立の経緯、地域の実情等を考慮し、各外郭団体毎に統合のスケジュールを作成する。

#### 統廃合の方法

民法には、公益法人に関する合併の規定は定められていません。財団法人の外郭団体が合併と同様の効果を上げる方法としては、一方の財団法人が解散して、もう一方の財団法人に残余財産を帰属させる方法があります。

事業譲渡について、民法上特別の定めはありませんが、財産と債権債務の譲渡を個別に行うことにより可能です。(「自治体の外郭団体再建への処方箋」朝日監査法人パブリックセクター部編より)

### 事業の継続

統廃合により、管理部門については、効率化を図ることが可能です。

実施事業については、外郭団体設立の趣旨、地域振興への寄与などを考慮した上で、事業の継続・整理・再編を検討していきます。

### 指定管理者への応募

指定管理者への応募が統合前である場合は、将来の統合を見越してグループで応募することとします。

## (3) 農業公社関連外郭団体の統廃合

農業公社関連外郭団体については、合併協定において「平成21年度の統合に向けて調整する。」と定められていますが、行財政改革の観点から、統合を急ぐ必要があります。

農業公社は、合併地域のみには設けられており、どのような形で統合を行うか検討に時間を要すると考えられるため、平成18年度から統廃合の検討を行うこととします。

### 合併協定

#### 18 - 1 公社、財団法人及び第3セクター等の取扱

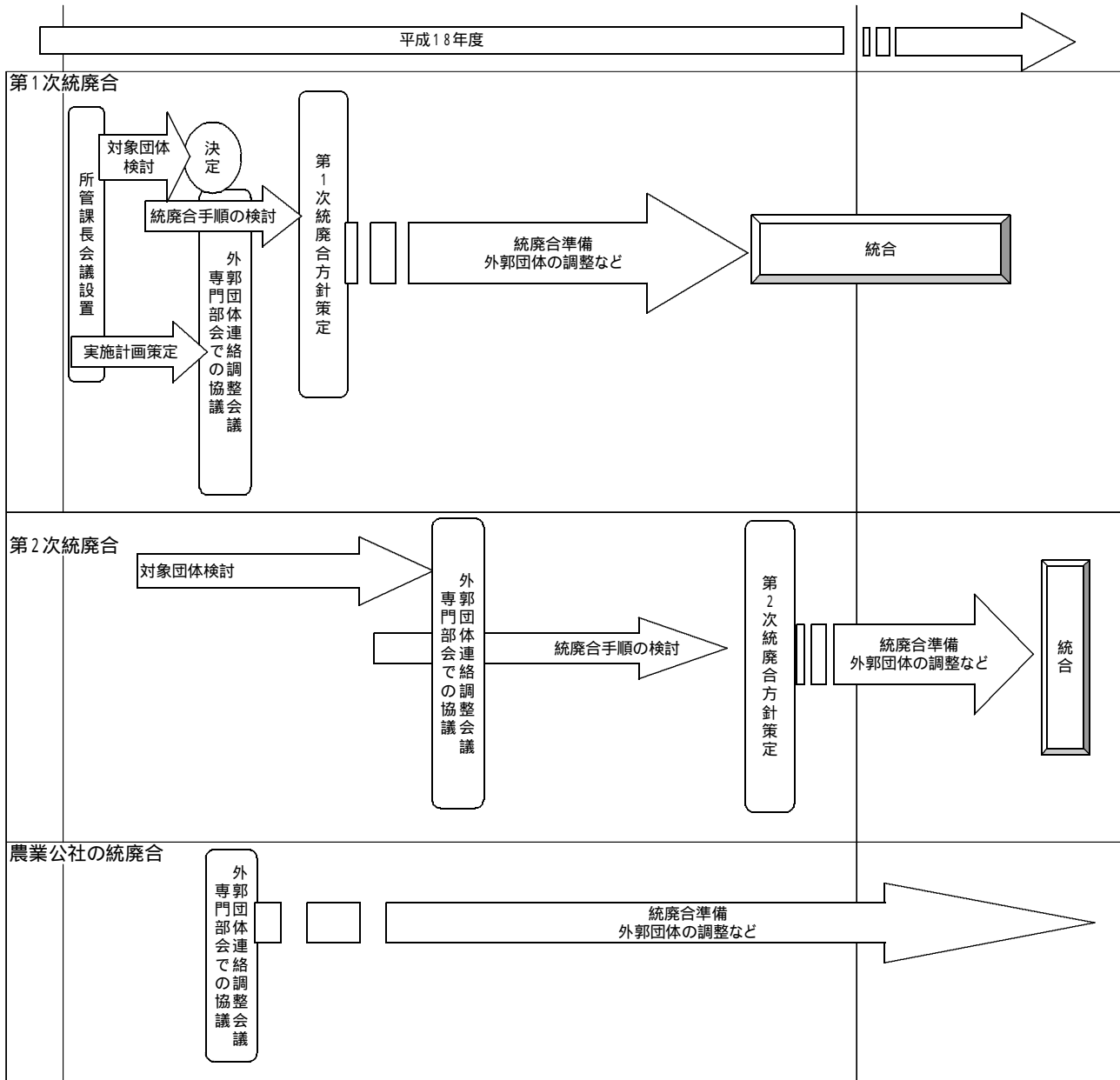
(2) 農業公社については、現行のまま存続する。ただし、平成21年度の統合に向けて調整する。

## (4) 統廃合方針策定の手順

統廃合方針は、平成18年度中に第1次統廃合方針及び第2次統廃合方針を策定することを目標とします。

統合の時期については、外郭団体間の調整が必要となってくるため、個別案件として決定していくこととします。

なお、統廃合方針策定までの手順は、次のとおりとします。



(5) 職員の雇用問題について

外郭団体の統廃合に関連し、職員の処遇について検討する必要があります。

外郭団体の対応

職員の処遇については、職員配置、職員構成を見直すなど、まず外郭団体自ら対応を検討する必要があります。

市の対応

統廃合先の外郭団体、指定管理者となった外郭団体へ、雇用を要請します。

## 9 実施体制

### (1) 行財政改革推進本部

この方針の制定、改正、実施計画など方針全体に関わる事項については、行財政改革推進本部で決定することとします。

### (2) 外郭団体所管課長会議の設置

行財政改革推進本部で決定された方針を実施するため、外郭団体所管課長会議を設置します。

外郭団体所管課長会議は、実施計画の策定、実施計画の実行及び外郭団体連絡調整会議との連携などを行っていきます。

### (3) 外郭団体連絡調整会議の機能強化

本市と外郭団体との連携を密にし、本市行政推進の効率化を図るため、鳥取市外郭団体連絡調整会議を設置しています。

経営改善、統廃合の検討など多くの課題に対処するため、これまで以上に市と外郭団体との連絡調整を行っていく必要があります。

専門部会を設置し、機能強化を図ります。

また、専門部会に、外郭団体所管課長が出席するなど、外郭団体と市がより連携をとりながらこの方針を実施していく体制を整えます。

### (4) 実施計画の策定

この方針を策定後、外郭団体所管課長会議で直ちに実施計画を策定し、この方針の実施に取り組んでいくこととします。

## 10 実施状況の公表

この方針及び実施計画の実施状況については、毎年度公表することとします。

## 11 この方針の見直しについて

この方針は、毎年度見直しを行うこととします。

## インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて

平成13年8月28日

公益法人等の指導監督等に関する

関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

### 記

#### 1 すべての国所管公益法人に係る措置

- (1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）7(1)のからまでに掲げる資料をいう。以下同じ。）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。
- (2) 各府省は、平成13年10月末までに、次に掲げる事項を記載した所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載する。

名称

所管する部局（担当局担当課等）の名称

公益法人の主たる事務所の所在地及び電話番号

設立年月日

代表者の職名及び氏名

主な目的及び事業

また、所管公益法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講ずる。

#### 2 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置

各府省は、平成13年10月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。

最新の業務及び財務等に関する資料

事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名

補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額

#### 3 フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1及び2によるディスクロージャーの状況を取りまとめ、公表する。
- (2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

#### 4 都道府県への要請

国は、都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

## 外郭団体の職員採用についての方針

### (目的)

第1条 この方針は、外郭団体における職員の採用について、公正な手続きを行うため必要な事項を定めることを目的とする。

### (外郭団体の定義)

第2条 この方針で、外郭団体とは、市が主に出資している団体並びに事業を委託している団体で、法人格を有する次の団体とする。

- ・鳥取市土地開発公社
- ・(財)鳥取市環境事業公社
- ・(財)鳥取市公園・スポーツ施設協会
- ・(財)鳥取童謡・おもちゃ館
- ・(財)鳥取市学校給食会
- ・(社福)鳥取市社会福祉協議会
- ・(財)鳥取開発公社
- ・(財)鳥取市教育福祉振興会
- ・(財)鳥取県東部環境管理公社
- ・(株)鳥取テレトピア
- ・(社団)鳥取市シルバー人材センター

### (職員の採用方法)

第3条 職員の採用は、基本的には公募による競争試験の結果に基づいて行う。ただし次項の場合には、選考試験の結果に基づき行うことができる。

(1) 公募では十分な競争者が得られないと認められる職種(別紙1)

(2) 免許等の資格要件が必要な職種で、能力の実証がなされており、あえて公募による競争試験をする必要がないと認められる職種

(3) 職務と責任の特殊性により、公募による競争試験では職務の遂行能力の判定が困難な職

2 採用試験は、次の種目を基本とする。

教養試験・作文試験・面接試験

### (採用試験の実施団体)

第4条 採用試験は、採用希望のある団体において実施する。ただし、各外郭団体の採用者が少数で、採用外郭団体が複数の場合は、関係外郭団体、市の担当部及び総務部で協議の上、総務部指導のもとに共同で採用試験を実施することもできるものとする。

### (市と外郭団体間の調整)

第5条 市の予算に係る職員の採用及び当該職員の採用試験実施の可否(職種・人数・実施方法等)については、各外郭団体と市担当部局が協議の上、決定する。

2 市の各担当部局は、前項の協議結果を、その都度総務部へ報告するものとする。

### (雑則)

第6条 担当部局並びに総務部は、この方針に添った職員の採用を行うよう外郭団体へ要請する。

### (適用期日)

第7条 この方針は、平成10年7月22日から適用する。

### 別紙1

#### 選考試験による職種

- ・手話通訳士(社会福祉協議会)
- ・清掃作業員(環境事業公社)
- ・動物管理員(公園・スポーツ施設協会)等

鳥取市外郭団体 事業マップ 平成18年度実施予定事業等

外郭団体等		教育・福祉・文化・観光施設施設							体育・公園施設		その他施設	道路・公園等 作業	農 業				森林作業
団体名	教育施設	文化施設	福祉施設	資料館・観光館	物販、食事販売	体験・実習	宿泊、浴場 施設	体育館・プール等	公園	農地貸借			農作業受託	農園・牧場	その他	森林作業	
1 (財)鳥取市教育福祉振興会	教育福祉会館 勤労青少年ホーム 文化センター 市民会館	文化センター 市民会館					レーク大樹 つづらを荘	市民体育館 千代・城北テニスコ 市民プール 武道館									
2 (社福)鳥取市社会福祉協議会			障害者福祉センター 老人福祉センター 高齢者生活福祉センター むつみ創作館														
3 (社福)鳥取福祉会			うぶみ苑、なごみ苑 デイサービスセンター 特別養護老人ホーム 若葉台 保育園 児童館														
4 (財)鳥取童謡・おもちゃ館		わらべ館(鳥取世界おもちゃ館・鳥取県立童謡館)															
5 (財)鳥取市公園・スポーツ施設協会								公園施設維持管理(美保球場、千代水野球場、市民スポーツ広場ほか) 津ノ井スポーツ広場	公園施設維持管理(梅鯉庵、行徳苑)								
6 (財)鳥取市文化財団				やまびこ館 仁風閣・宝扇庵	やまびこ館・仁風閣												
7 (財)国府町教育文化事業団				因幡万葉歴史館					国府町民体育館(自己所有)								
8 (財)河原町教育文化事業団									市民プール50m(自己所有)								
9 (財)用瀬町ふるさと振興事業団				流しびなの館	観光物産センター(物販、食堂)												
10 (有)かみんぐさじ				和紙等展示室	和紙販売	紙すき体験											
11 (株)さじ式拾壺					ぼんぼこ亭(食堂) 天文台売店 特産品販売		たんぼり荘(宿泊) 山王谷キャンプ場	海洋センター管理(体育館、プール25m)		道路・市有地 管理受託		農作業受託		精米、古米斡 旋	森林作業受託		
12 (株)ふるさと鹿野					おもしろ市場(農産物販売) そば処(食堂) ふるさと加工所	そば道場	山紫苑(国民宿舎) ホッピア鹿野(温泉館)					農作業受託	観光農園				
13 (財)ふるさとあおや振興公社					ようこそ館(特産品販売) あおや和紙工房(貸喫茶あり)	かちべ伝承館(いろり、かまど体験) あおや和紙工房(体験)						農地貸借	農作業受託	ふれあい農園(貸農園) いかり原牧場	担い手農業者 育成		

鳥取市外郭団体 事業マップ 平成18年度実施予定事業等

外郭団体等	教育・福祉・文化・観光施設施設							体育・公園施設		その他施設	道路・公園等 作業	農 業				森林作業
	団体名	教育施設	文化施設	福祉施設	資料館・観光館	物販、食事販売	体験・実習	宿泊、浴場 施設	体育館・プール等			公園	農地貸借	農作業受託	農園・牧場	
14 (財)国府町農業公社												農地貸借 農地中間保有 (河合谷)	農作業受託		リースハウス 特産品開発	
15 (有)けたか 振興																
16 (株)ドリーム かわはら												公園草刈等	農作業受託			
17 (財)鹿野ふるさと振興公社												農地貸借				
18 (有)グリーンもちがせ													農作業受託			
19 (財)鳥取市環境事業公社																
20 (財)鳥取県東部環境管理 公社								リファーレンいなば	白兔グラウンドゴルフ場		因幡霊場					
21 (財)鳥取市学校給食会																
22 (財)鳥取市中小企業勤労者 福祉サービスセンター																
23 (株)鳥取テレビア																
24 (株)鳥取鮮魚卸売市場																
25 鳥取市土地開発公社																
26 (財)鳥取開発公社											片原・幸町駐 車場管理					
27 (財)鳥取市人権情報センタ ー																
28 (社)鳥取市シルバー人材セ ンター																



鳥取市外郭団体

外郭団体等		調査・研究・啓発			ゴミ収集等		給食業務	保育・福祉業務		IT関連事業	卸売業務	公共用地取得等	職業紹介	その他
団体名	埋蔵文化財発掘	人権問題研究・啓発	啓発事業	ゴミ収集	施設管理	保育・福祉		互助制度						
1	(財)鳥取市教育福祉振興会													
2	(社福)鳥取市社会福祉協議会						介護保険事業(デイサービスセンター等) 障害者福祉サービス事業(支援費) 市民活動拠点アクティブとっとり ファミリーサポートセンター お笑い健康道場 障害者小規模作業所(用瀬、青谷)							生活福祉資金貸付事業 地域福祉権利擁護事業 福祉団体事務局
3	(社福)鳥取福祉会						保育業務 母子支援事業 在宅介護支援センター 高齢者関係事業							
4	(財)鳥取童謡・おもちゃ館													
5	(財)鳥取市公園・スポーツ施設協会													リバーフレンド鳥取貸貸事業 バードスタジアム国際交流基金事業
6	(財)鳥取市文化財団	埋蔵文化財センター												
7	(財)国府町教育文化事業団													
8	(財)河原町教育文化事業団													
9	(財)用瀬町ふるさと振興事業団													
10	(有)かみんぐさじ													
11	(株)さじ式拾壺													
12	(株)ふるさと鹿野													
13	(財)ふるさとあおや振興公社													

鳥取市外郭団体

外郭団体等	調査・研究・啓発			ゴミ収集等		給食業務	保育・福祉業務		IT関連事業	卸売業務	公共用地取得等	職業紹介	その他
	埋蔵文化財発掘	人権問題研究・啓発	啓発事業	ゴミ収集	施設管理		保育・福祉	互助制度					
14 (財)国府町農業公社													
15 (有)けたか 振興													
16 (株)ドリーム かわはら													
17 (財)鹿野ふるさと振興公社													
18 (有)グリーンもちがせ													
19 (財)鳥取市環境事業公社				し尿収集運搬 ごみ収集 事業ゴミ収集 等(自主)	下水道施設運転 下水道管渠補修等 農業集落排水施設・ 浄化槽維持管理 簡易水道施設管理								
20 (財)鳥取県東部環境管理 公社			資源・リサイ クル啓発		リファーレンいなば 環境クリーンセンタ ー								
21 (財)鳥取市学校給食会						給食事業							
22 (財)鳥取市中小企業勤労者 福祉サービスセンター							健康の維持推進事業 弔慰共済給付事業 自己啓発事業 余暇活動事業 会員への情報提供						
23 (株)鳥取テレビア								CATV運営 インターネット接続					
24 (株)鳥取鮮魚卸売市場									生成魚介類委託卸売 加工水産物委託卸売				
25 鳥取市土地開発公社										公共用地の取得・造成・ 管理・処分 住宅用地、工業用地など の取得・造成・管理・処分		工場・事務所・福 祉施設などの用地 の賃貸	
26 (財)鳥取開発公社										公共・商工業用地などの 取得・造成・管理・処分 商工業用建物などの建 設・賃貸・管理・処分 市街地開発のための施 設整備 観光資源開発		コールセンター賃 貸	
27 (財)鳥取市人権情報センタ ー		資料収集・提供 調査研究 啓発・相談事業 解放大学受託 啓発誌作成受託 研修講師等派遣											
28 (社)鳥取市シルバー人材セ ンター												高齢者の就業 機会確保	